

中期財政運営方針

令和4年度 ～ 令和8年度

令和4年2月策定

(令和7年1月改定)

江 差 町

目 次

1	目的	1 p
2	これまでの財政状況と取り組み	2 p
	（１）平成１３年度～平成２０年度	2 p
	（２）平成２１年度～平成２２年度	2 p
	（３）平成２３年度～令和３年度	2 p
	（４）令和４年度 ～現在	3 p
	（５）財政状況（各種指標等）の推移	4 p
	実質公債費比率の推移	4 p
	将来負担比率の推移	5 p
	起債の状況：借入額・償還元金・残高の推移	6 p
	基金残高の推移	7 p
	人口と町税、地方交付税等の推移	8 p
3	今後の財政収支の見通し	9 p
	（１）前提条件、将来見通し推計の考え方	9 p
	（２）大型事業にかかる財政収支等試算の概要	11 p
	（３）健全化判断比率の見通し	12 p
	（４）財政収支の見通し	13 p
4	財政運営方針	17 p
	（１）歳入関係	17 p
	（２）歳出関係	17 p
	（３）財政調整基金	18 p
	（４）健全化判断比率	18 p
	（５）予算編成の見直し	18 p
5	用語	19 p

1 目的

当町は、令和2年度決算の実質公債費比率が15.6%と高い水準にあるほか、財源不足のため令和元年度決算においては財政調整基金を2億5,000万円、令和2年度決算においても1億5,000万円取り崩しています。

過去には財政調整基金の残高が1億円を下回ったり、実質公債費比率が28.6%となって早期健全化団体となったりしましたが、独自の財政再建や健全化法に基づく財政健全化計画に取り組み、健全化判断比率は下降し、基金の残高も増えるなど財政状況は改善してきました。

しかしその後、まちづくりの推進や地域振興に取り組まなければならない一方で山積する課題への対応もしなければならず、実質公債費比率は再び上昇傾向となり、財政調整基金を取り崩さなければ予算編成ができない状況となってきました。

そのため町では、次に掲げる事項に資することを目指すため、この中期財政運営方針（以下「本方針」といいます。）を策定することとしました。

- 1 財政調整基金の取り崩しを原則しなくても収支が均衡した予算編成が可能となる、持続可能な財政の構築。
- 2 持続可能な財政の構築をしながらも、第6次総合計画をはじめとした各種計画に掲げる事業の推進や、多様なニーズに応えた行政サービスの提供やまちづくり・地域振興事業の計画的な実施。

本方針では、過去の財政再建の取り組み、今後の財政収支見通しを示しながら、計画期間中の財政運営方針を示していきます。

2 これまでの財政状況と取り組み

(1) 平成13年度～平成20年度

港湾整備や総合運動公園、町なみ整備事業などの継続事業や江差町文化会館、役場庁舎などの施設整備を行ってきましたが、これらの公共事業の財源として地方債を活用してきました。その結果、地方債の償還額や残高が多額となり、平成13年度には元利償還額が12億円を超え、地方債残高もおおよそ116億円となりました。

地方債の償還額が財政を圧迫している上、人口減少と景気の低迷などによる町税の落ち込みもあり慢性的な財源不足となり財政調整基金の取り崩しによる対応をしてきましたが、平成13年度末には財政調整基金の残高も1億円を割り込み、このままで財政再建団体に転落する恐れもでてきました。

このようなことから、町では平成15年度に独自の財政再建プログラム（平成16年度～平成22年度）を策定し、財政の健全化に取り組みました。

健全化の主な取り組みは、

- 人件費の削減
- 補助金等の見直し
- 地方債の抑制 などです。

また、公的資金補償金免除繰上償還と借換債の発行を平成19年度から平成21年度まで実施し、償還額の平準化に取り組みました。

その結果、平成20年度の元利償還額は12億円台のままとなりましたが、地方債残高は平成20年度末で88億円程度となり、財政調整基金の残高も4億円を超えることとなりました。

(2) 平成21年度～平成22年度

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成19年6月22日に公布されました。健全化判断比率および資金不足比率の公表に関する規定は平成20年4月1日から施行しており、平成19年度の決算に基づく健全化判断比率等から公表されています。

健全化判断比率が「早期健全化基準」を超えた場合には財政健全化計画を策定し、財政健全化に取り組まなければならないこととなっていますが、当町では健全化判断比率のうちの実質公債費比率が平成20年度決算で28.6%と早期健全化基準（25.0%）を上回っていたため、「財政健全化計画」（計画期間：平成21年度～平成22年度）を策定し、繰上償還の実施や人件費の独自削減、職員数の抑制、地方債発行の抑制などに取り組み、その結果、平成22年度決算では19.1%と早期健全化基準を下回ることとなりました。

(3) 平成23年度～令和3年度

早期健全化団体からは脱却しましたが、実質公債費比率が18%以上だと地方債の発行に際し「協議」から「許可」となることから、18%未満を目指し、人件費の独自削減、職員数の抑制などについては規模を縮小しながらも継続して実施してきました。そのため実質公

債費率も一時は14%台まで下がり、地方債残高も60億円台前半まで減少しました。

しかし、山積する課題にも対応していかなければならず、平成26年度には江差中学校の改築のために5億5,800万円、消防救急デジタル無線整備に9,600万円など総額で9億5,800万円（うち臨時財政対策債1億9,600万円）の地方債を発行したこともあり、平成28年度からは実質公債費比率は再び上昇に転じることとなりました。

また、町税や地方交付税が減少していく一方、扶助費や特別会計への繰出金が増加してくるなど収支の不均衡が大きくなってきており、令和元年度からは財政調整基金からの繰り入れをするようになりました。令和元年度財政調整基金の繰入額は2億5,000万円、令和2年度は1億5,000万円となっており、令和3年度は繰入を行っていません。

こうしたなか、令和3年度においては地方債残高が55億円前後まで減少してきています。また、上昇傾向にあった実質公債費比率も14.2%と減少に転じ、平成27年度水準まで減少させることができました。

(4) 令和4年度 ～現在

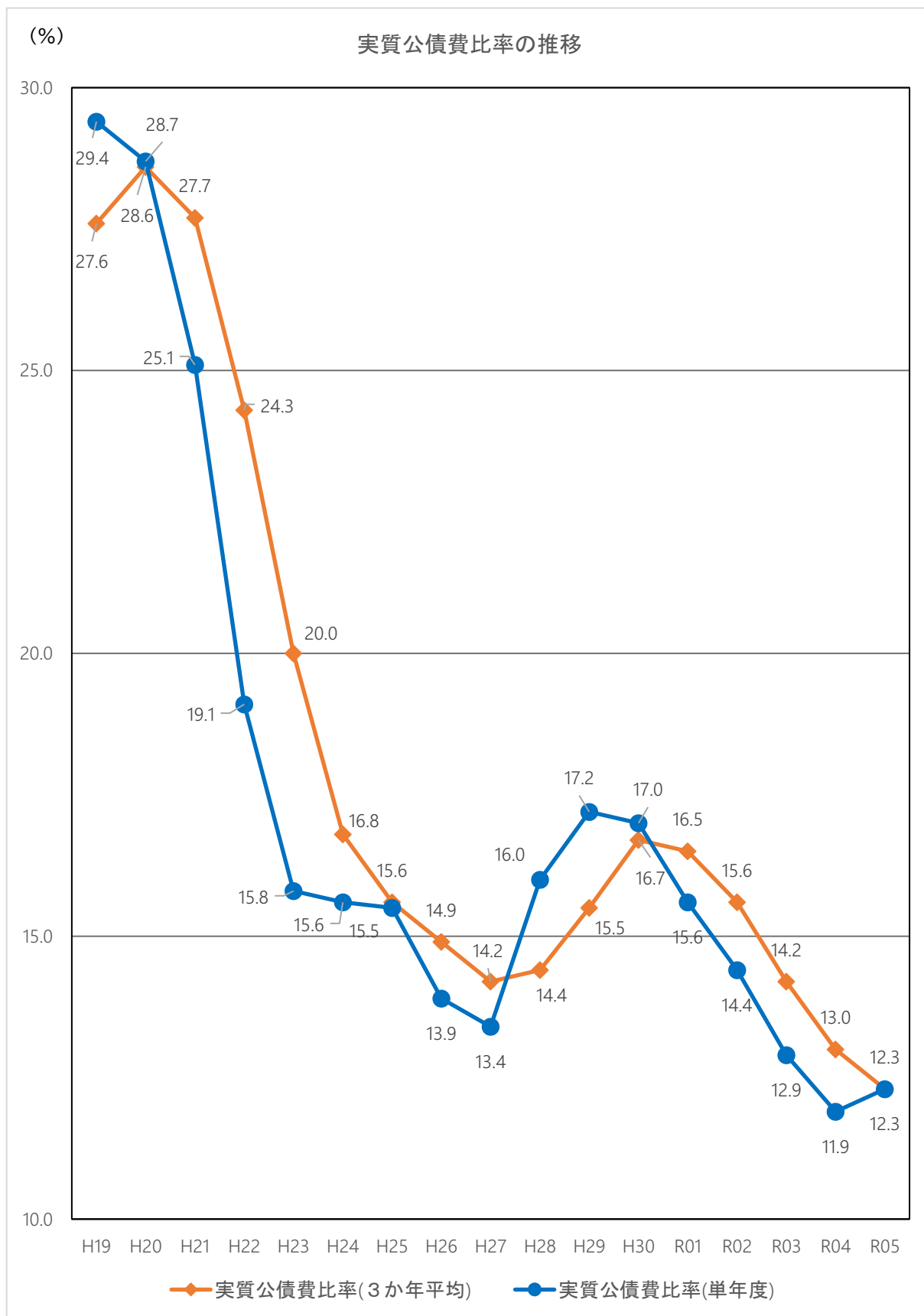
中期財政運営方針及び財政基盤強化に向けた取り組みが開始され、両計画に基づく財政運営が開始されました。これにより、実質公債費比率は令和4年度決算で13.0%、令和5年度決算で12.3%となり、着実に成果が表れています。

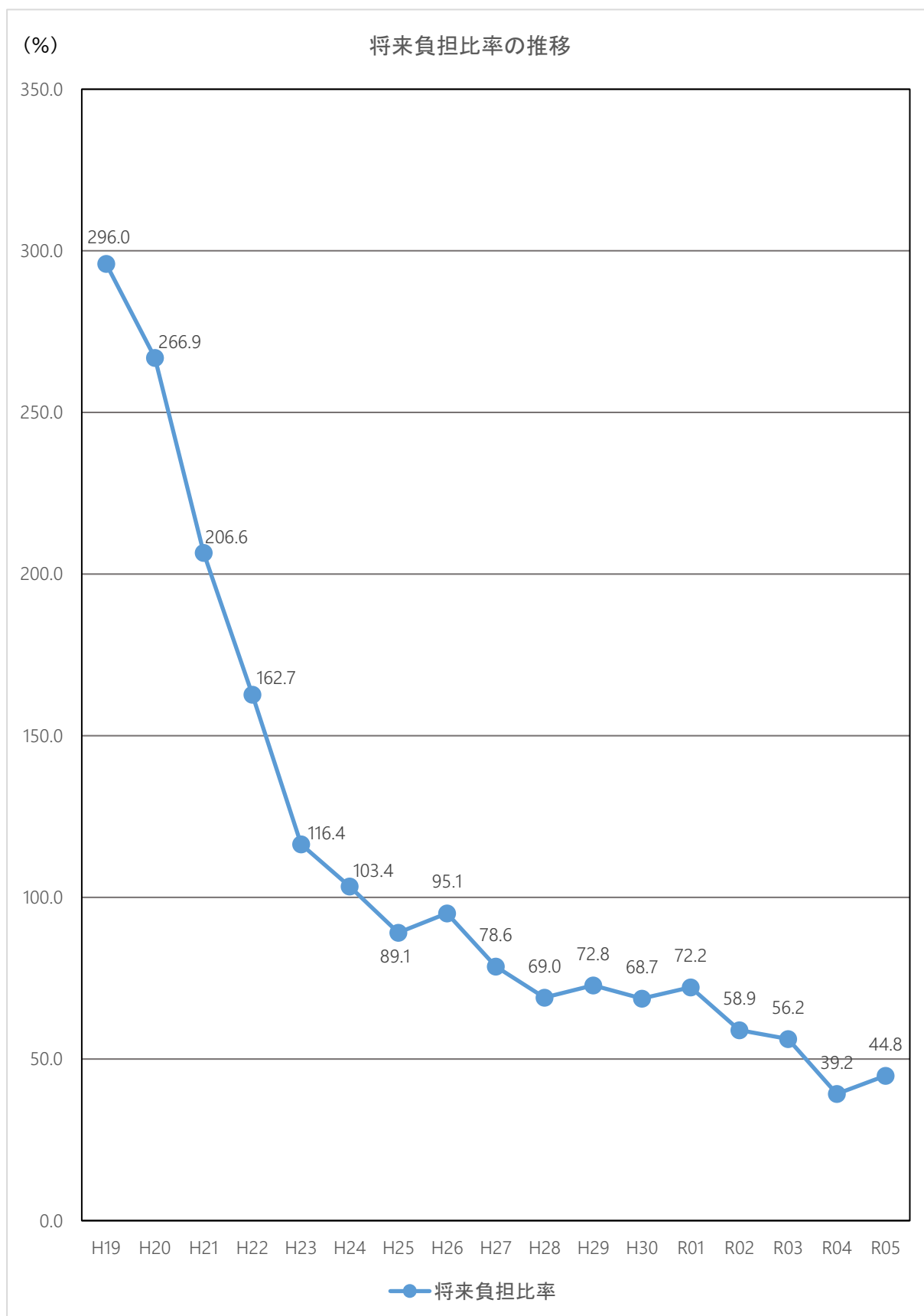
一方、新たな行政課題等に対応していくための財源として、財政調整基金繰入を伴った財政運営を余儀なくされており、収支の不均衡が生じてきています。主な要因としては、人件費や老朽施設の維持修繕費等の増加のほか、給食費無償化等の子育て支援施策、地域公共交通に関する施策、豊かな前浜づくりプロジェクト等の産業支援施策等、新たに開始した事業が経常費用化してきていることによる影響が考えられます。その結果、令和4年度は、コロナ禍にあって事業中止等があったため3,000万円の財政調整基金繰入となりましたが、令和5年度には3億1,000万円の繰り入れとなり、令和6年度は11月時点において3億5,000万円を繰り入れることとして予算が編成されています。

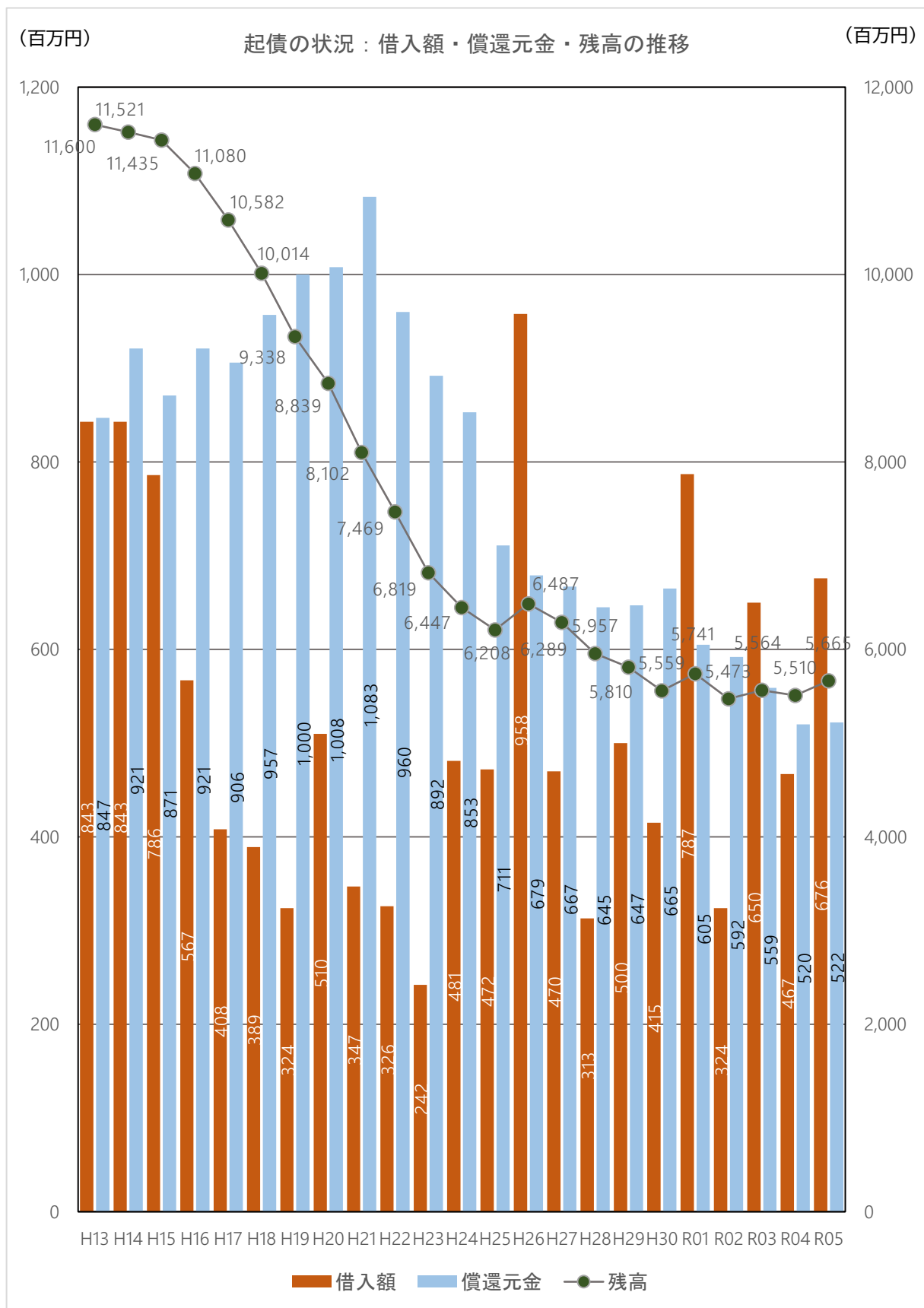
この他、令和6年度においては、コミュニティプラザえさし（愛称：エコー）が供用開始となり、北の江の島拠点施設についても、令和9年度の供用開始を目指し基本設計等が着実に進められています。さらに、令和7年度には防災情報伝達システム整備、早ければ令和10年の供用開始を目指す南部桧山衛生処理組合の破碎・リサイクル施設整備等、大型事業の実施が予定されており、これらの財源対策として地方債を発行することで、減少傾向にあった実質公債費比率が再び上昇に転じる見込みのため、計画的な起債管理が必要な状況です。

基礎的な行政サービス等を維持しつつ、まちづくり・地域振興事業の計画的な実施のため、本方針に基づく財政運営が一層求められます。

(5) 財政状況（各種指標等）の推移



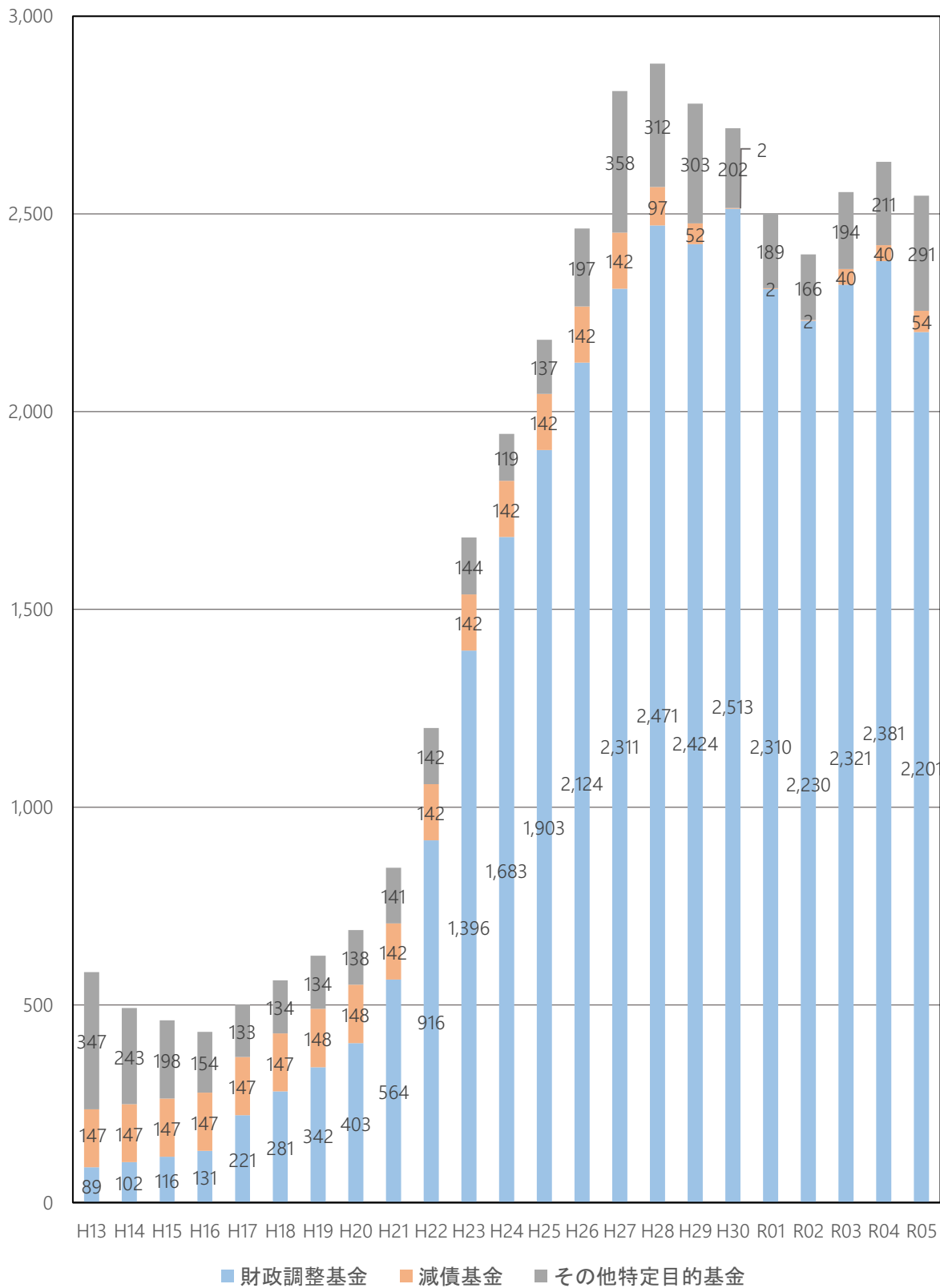


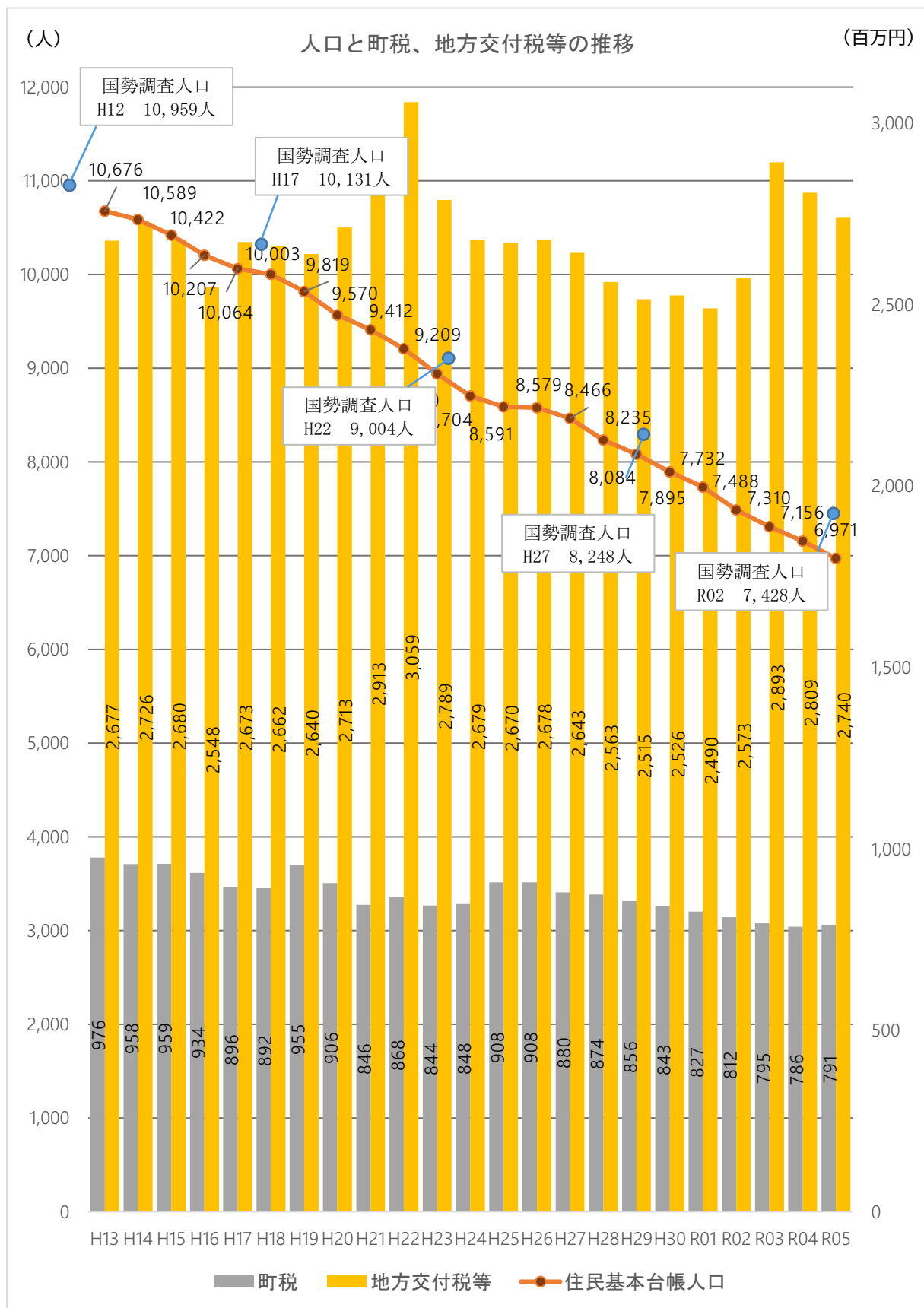


※ 借入額、償還元金は左軸、残高は右軸。

(百万円)

基金残高の推移





※ 町税、地方交付税等は右軸、国勢調査人口、住民基本台帳人口は左軸です。

※ 地方交付税等は、地方交付税＋臨時財政対策債の合計額です。

3 今後の財政収支の見通し

令和4年度から令和8年度までの5年間の財政収支の見通しを示します。見通しの表の令和2年度から令和5年度までは決算額、令和6年度から令和8年度は令和6年11月時点の将来見通し（決算見込み額）となっています。

なお、財政収支の見通しは様々な前提条件に基づき推計しており、確定的な数値でないことに留意してください。

前提条件や推計の考え方は、次のとおりです。

（1）前提条件、将来見通し推計の考え方

① 全般

ア 後述の個別事項以外について、令和6年度予算（11月時点）の数値を令和8年度まで適用。

イ 推計期間中に終了することが確定している事業については、終了年度以降経費を計上しません。

ウ 隔年度の事業は、その年度に合わせて経費を計上。

エ 第6次江差町総合計画の計画期間が終了する令和11年度までに各課が実施を予定している普通建設事業等で、総事業費が500万円以上となる見込みのものについて、実際に実施するかどうかに関わらず、推計に反映。

② 歳入

ア 町税

- ・人口推計や過去の伸び率等に基づき税務課にて推計。
- ・個人町民税については、過去の実績から、調定額が人口減少に必ずしも比例していないため、官公庁や各企業の人員削減や撤退がない前提で、横ばいで計上。ただし、令和6年度に限り実施された定額減税については影響額を反映。
- ・固定資産税については、3年に一度の評価替えによる減を見込むほか、風力発電等に係る償却資産で把握しているものを増加要素として反映。

イ 地方交付税

- ・普通交付税は、令和6年度までは再算定後の実績額を計上。以降については、令和6年度交付決定額（再算定前）と同額で計上。

ウ 国庫支出金、道支出金

- ・感染症対策、物価高騰対策事業等の実施による影響を考慮し、令和3年度～令和5年度決算額の平均値により令和6年度以降を計上。

エ 繰入金、寄附金

- ・財政調整基金繰入については、依存せずとも財政運営が行えるよう収支の均衡を図っていくこととしていますが、喫緊の行政課題等への対処のため、令和7年度～令和8年度においては、各3億円を繰り入れることとして計上。
- ・ふるさと応援基金繰入については、まちづくり推進課において掲げるふるさと納税

獲得目標額に対し、直近の実績等を踏まえ計上。

- ・企業版ふるさと納税基金繰入については、実績を踏まえるとともに、北の江の島拠点施設整備に係る財源対策として、令和7年から令和8年度までの間に企業版ふるさと納税3億円の獲得を目指すことを踏まえ計上。
- ・かもめ島交流拠点基金繰入については、北の江の島拠点施設整備事業に係る建物本体工事費用に充当することとしているため、令和8年度予算化として計上。

オ 町債

- ・歳出の普通建設事業等で実施することとした事業に係る発行見込額を計上。

③ 歳出

ア 人件費

- ・職員人件費は、定員適正化計画等に基づき総務課総務係が推計(職員目標数103人)。
- ・令和6年度決算見込額は人事院勧告影響額を加算し算出。令和7年度以降は、平均引上率3%を乗じて算出。

イ 繰出金

- ・特別会計への繰出金について、年度末の各特別会計の決算状況により金額が確定するため、令和3年度～令和5年度決算額の平均値により令和6年度以降を計上。

ウ 公債費

- ・歳入の町債の推計により発行することとした起債借入額により推計。
- ・利率は直近のものを採用。

エ 普通建設事業

- ・令和6年11月時点における普通建設事業(道路、橋りょうなど公共施設の新增設といった建設事業・土木事業に要する投資的な経費)実施予定を基に推計。
- ・北の江の島拠点施設整備事業については、基本設計による概算金額を基に推計。

オ 繰出金

- ・水道事業、公共下水道事業への繰出金
 - ・一般会計と同様に令和6年11月時点における修繕等の予定を基に推計。
 - ・地方債は、資本費平準化債と特別措置分のみ借入れをすることとして推計。
 - ・その上で一般会計からの繰入金を算出し計上。

④ 健全化判断比率

- ・江差町の人口が減少傾向にある一方、町税収入は横ばいとなる見込み等により、令和8年度までの基準財政需要額及び標準財政規模については大きく変動しない見込みのもと、大きな変動要因となる地方債償還額に基づき試算。
- ・いずれの比率も歳入歳出の推計により算出された数値を使用して推計。

(2) 大型事業にかかる財政収支等試算の概要（推計の主要な前提条件）（単位：千円）

年度	事業名	総事業費	財源内訳				
			国庫 支出金	道 支出金	地方債	その他	一般 財源
R7	直轄港湾整備	52,000			46,800		5,200
R7	農業競争力農地整備事業(水堀地区)	50,575			50,500		75
R7	防災情報伝達システム整備	562,000			562,000		
R7	北の江の島拠点施設整備	179,775	89,887		89,000		888
R8		2,099,809	1,049,904		722,000	327,000	905
R8	直轄港湾整備	138,297			124,400		13,897
R8	農業競争力農地整備事業(水堀地区)	33,075			33,000		75
R9	直轄港湾整備	130,509			117,400		13,109
R9	農業競争力農地整備事業(水堀地区)	32,950			32,900		50
R9	破碎・リサイクル施設整備(南部松山衛生処理組合)	350,000			350,000		
R10		350,000			350,000		
R10	直轄港湾整備	94,000			84,600		9,400
R10	農業競争力農地整備事業(水堀地区)	24,800			24,800		
R10	町道五厘沢山崎線道路改良工事(2工区目)	100,000	62,150				37,850
R11		100,000	62,150				37,850
R11	直轄港湾整備	104,000			93,600		10,400
R11	農業競争力農地整備事業(水堀地区)	16,787			16,700		87

(3) 健全化判断比率の見通し

(単位：％)

	決算				将来見通し（決算見込み）		
	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
実質公債費比率	15.6	14.2	13.0	12.3	12.1	12.4	13.0
将来負担比率	58.8	56.2	39.2	44.8	53.8	93.7	124.4

※北の江の島拠点施設整備事業に伴う令和9年度以降の実質公債費比率及び将来負担比率
（参考値）は別紙㊤のとおり

(4) 財政収支の見通し

① 歳入

(単位：百万円)

	決算				将来見通し（決算見込み）		
	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
町税	812	795 (▲17)	787 (▲8)	791 (4)	789 (▲2)	827 (38)	815 (▲12)
地方譲与税・交付金	260	289 (29)	286 (▲3)	284 (▲2)	309 (25)	282 (▲27)	282 (0)
地方交付税	2,463	2,754 (291)	2,771 (17)	2,724 (▲47)	2,747 (23)	2,693 (▲54)	2,693 (0)
分担金及び負担金	26	30 (4)	30 (0)	35 (5)	30 (▲5)	30 (0)	30 (0)
使用料及び手数料	91	91 (0)	101 (10)	93 (▲8)	88 (▲5)	88 (0)	88 (0)
国庫支出金	1,590	1,061 (▲529)	976 (▲85)	959 (▲17)	999 (40)	1,089 (90)	2,049 (960)
道支出金	363	288 (▲75)	311 (23)	308 (▲3)	302 (▲6)	302 (0)	302 (0)
財産収入	17	9 (▲8)	14 (5)	14 (0)	7 (▲7)	7 (0)	7 (0)
寄附金	65	100 (35)	141 (41)	241 (100)	328 (87)	477 (149)	477 (0)
繰入金	288	101 (▲187)	185 (84)	507 (322)	598 (91)	567 (▲31)	934 (367)
繰越金	100	155 (55)	217 (62)	137 (▲80)	87 (▲50)	222 (135)	188 (▲34)
諸収入	88	82 (▲6)	85 (3)	87 (2)	128 (41)	120 (▲8)	113 (▲7)
町債	323	649 (326)	467 (▲182)	676 (209)	636 (▲40)	984 (348)	913 (▲71)
計	6,486	6,404 (▲82)	6,371 (▲33)	6,856 (485)	7,048 (192)	7,688 (640)	8,891 (1,203)

注1 () は、前年度からの増減額

注2 四捨五入の関係から計が一致しないこともあります。

② 歳出

(単位：百万円)

		決算				将来見通し（決算見込み）		
		R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
義務的経費		2,315	2,448 (133)	2,432 (▲16)	2,536 (104)	2,641 (105)	2,670 (29)	2,767 (97)
	人件費	915	984 (69)	993 (9)	1,005 (12)	1,188 (183)	1,223 (35)	1,259 (36)
	扶助費	771	873 (102)	890 (17)	981 (91)	919 (▲62)	919 (0)	919 (0)
	公債費	629	591 (▲38)	549 (▲42)	550 (1)	534 (▲16)	528 (▲6)	589 (61)
投資的経費		473	464 (▲9)	434 (▲30)	889 (455)	638 (▲251)	1,214 (576)	2,462 (1,248)
	普通建設事業	473	464 (▲9)	434 (▲30)	889 (455)	638 (▲251)	1,214 (576)	2,462 (1,248)
その他経費		3,453	3,185 (▲268)	3,238 (53)	3,223 (▲15)	3,447 (224)	3,597 (150)	3,597 (0)
	物件費	686	781 (95)	983 (202)	977 (▲6)	1,002 (25)	1,002 (0)	1,002 (0)
	維持補修費	134	146 (12)	170 (24)	160 (▲10)	194 (34)	194 (0)	194 (0)
	補助費等	1,859	1,415 (▲444)	1,246 (▲169)	1,117 (▲129)	1,259 (142)	1,259 (0)	1,259 (0)
	投資・出資・ 貸付金	73	70 (▲3)	67 (▲3)	70 (3)	85 (15)	85 (0)	85 (0)
	繰出金	605	607 (2)	601 (▲6)	610 (9)	606 (▲4)	606 (0)	606 (0)
	積立金	96	166 (70)	171 (5)	289 (118)	301 (12)	451 (150)	451 (0)
計		6,241	6,097 (▲144)	6,104 (7)	6,648 (544)	6,726 (78)	7,481 (755)	8,826 (1,345)

注1 () は、前年度からの増減額

注2 四捨五入の関係から計が一致しないこともあります。

③ 財源不足額及び財源手当ての見通し

(単位：百万円)

		決算				将来見通し（決算見込み）		
		R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
歳入－歳出		245	307	267	208	322	207	65
繰入金	財政調整基金	150	0	30	310	320	300	300
	ふるさと応援基金	58	55	96	140	223	220	300
	企業版ふるさと納税基金	0	0	6	2	0	0	300
	かもめ島交流拠点づくり基金	0	0	0	0	0	0	27
	その他基金	62	45	52	53	55	47	47

④ 年度末地方債残高の見通し

(単位：百万円)

		決算				将来見通し（決算見込み）		
		R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
地方債残高		5,473	5,564 (91)	5,510 (▲54)	5,665 (155)	5,798 (133)	6,301 (503)	6,682 (381)

注1 () は、前年度からの増減額

⑤ 年度末基金残高の見通し

(単位：百万円)

	決算				将来見通し（決算見込み）		
	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08
財政調整基金	+0	+91	+90	+130	+100	+170	+120
	▲150	±0	▲30	▲310	▲350	▲300	▲300
	2,230	2,321 (+91)	2,381 (+60)	2,201 (▲180)	1,951 (▲250)	1,821 (▲130)	1,591 (▲230)
減債基金	±0	+38	±0	+14	+18	±0	±0
	±0	±0	±0	±0	±0	▲2	▲2
	2	40 (+38)	40 (±0)	54 (+14)	72 (+18)	70 (▲2)	68 (▲2)
ふるさと応援 基金	+55	+76	+130	+218	+250	+250	+250
	▲58	▲55	▲96	▲140	▲211	▲220	▲300
	48	68 (+20)	102 (+34)	180 (+78)	219 (+39)	249 (+30)	199 (▲50)
企業版ふるさと 納税基金	±0	+10	±0	4	±0	+150	+150
	±0	±0	▲6	▲2	±0	±0	▲300
	0	10 (+10)	4 (▲6)	6 (+2)	6 (±0)	156 (+150)	6 (▲150)
かもめ島交流拠 点づくり基金	+6	+10	±0	+11	±0	±0	±0
	±0	±0	±0	±0	±0	±0	▲27
	6	16 (+10)	16 (±0)	27 (+11)	27 (±0)	27 (±0)	0 (▲27)
その他基金	+35	+32	+41	+42	+53	+48	+48
	▲61	▲45	▲52	▲53	▲55	▲45	▲45
	113	100 (▲13)	89 (▲11)	78 (▲11)	76 (▲2)	79 (+3)	82 (+3)
計	+96	+257	+261	+419	+421	+618	+568
	▲269	▲100	▲184	▲505	▲616	▲567	▲1,024
	2,399	2,555 (+157)	2,632 (+77)	2,546 (▲86)	2,351 (▲195)	2,402 (+51)	1,946 (▲456)

注1 各基金の金額は上段から、積立額、取崩額、年度末残高、()は、対前年度増減額

注2 四捨五入の関係から計が一致しないこともあります。

4 財政運営方針

「3 今後の財政収支の見通し」の「(2) 財政収支の見通し」や「(3) 健全化判断比率の見通し」で示した数字は、不確定な要素を含んで推計していますので、見通しのとおりとならないこともあります。先行きが不透明な状況にあって健全で持続可能な財政運営を構築するためには方針を持ちながら財政運営をすることが必要と考えます。ここではその方針をお示しします。

(1) 歳入関係

- ① 法定外目的税の導入について検討を継続します。

※取り組みの内容は『財政基盤強化に向けた取り組み』にまとめています。

- ② 使用料見直しの取り組みに努めます。

※取り組みの内容は『財政基盤強化に向けた取り組み』にまとめています。

- ③ ふるさと応援寄附金の獲得目標とした2億円については、令和5年度に達成となり、令和6年度においては2億5,000万円の獲得を目標としています。令和7年度以降は、その堅持とともに一層の増加に努め、3億円の獲得を目指します。そのため、返礼品の充実などの取り組みを継続するほか、広告宣伝等において持続可能で効果的な増額対策に努めます。

※取り組みの内容は『財政基盤強化に向けた取り組み』にまとめています。

- ④ 企業版ふるさと納税について、町に関わりのある事業者への積極的な働きかけによる増額対策に努め、令和7年度～令和8年度で3億円の獲得を目指します。

※取り組みの内容は『財政基盤強化に向けた取り組み』にまとめています。

- ⑤ 未利用町有地については、建物が現存する土地でも積極的な売却に努めます。

(2) 歳出関係

- ① 効率的・効果的な歳出執行のため、全事務事業について点検・見直しを行うとともに、見直し方針等を踏まえた取り組みに努めます。特に、新規事業の実施に際しては、関連する既存事業の縮小・廃止・統合についても一体的に検討します。

※見直しの方針及び内容は『財政基盤強化に向けた取り組み』にまとめています。

- ② 公用車の配置台数の点検と見直しにより、使用実態等に即した効率的な配置に努めます。

※見直しの内容は『財政基盤強化に向けた取り組み』にまとめています。

- ③ 建設事業などの公共事業は、イニシャルコストのほかランニングコストも含めた検討を経たうえで実施します。

(3) 財政調整基金

- ① 中期財政運営方針策定の目的のひとつとして「財政調整基金の取り崩しを原則しなくても収支が均衡した予算編成が可能となる、持続可能な財政の構築」を掲げています。経常的経費については、この考え方に基づく予算編成を追求します。また、喫緊の行政課題等への対処のため実施する緊急的・一時的な事業に必要な経費については、条例に基づき活用していくこととします。
- ② 財政調整基金の取り崩しによる事業を実施する場合にあっても、財政調整基金残高の適切な維持について留意します。

具体的には、平成20年度決算で実質公債費比率が28.6%となり、早期健全化団体となったことを受け取り組んだ「財政健全化計画（計画期間：平成21年度～平成22年度）」により、平成22年度決算で早期健全化団体から脱却することができた実績をもとに、災害等不測の事態があっても行政運営が可能となる水準として、10億円を下回らないことを基本とします。

(4) 健全化判断比率

- ① 地方債の残高を減少させるため起債の額を償還元金より少なく抑えるよう努めます。そのため、期間中の地方債の発行総額を令和4年度～令和8年度の5か年間の元金償還見込み額、およそ25億円を超えないよう努めます。大型事業の実施に伴い一時的に起債額を増加させる必要がある場合は、以降の年度の予算編成において起債額の縮減を行うことで平準化を図ります。
- ② 実質公債費比率を令和8年度まで15%未満となるよう努めます。大型事業実施に伴う財源対策を行う場合も、起債発行に総務省の許可が必要となる18%を超えないこととし、突発的行政課題等への対応ができるよう余裕を持たせた17%を上限とすることを基本とします。

(5) 予算編成の見直し

- ① 令和3年度当初予算から、インセンティブ予算（工夫や新たな財源の確保により予算の節減が認められる場合には、その効果額について、取り組みを行った部署の次年度以降予算に上乗せする方式の予算編成の手法）を試験的に実施しましたが、活用が限定的であったため、令和5年度で取組を終了しました。
- ② 先進的取組を行う自治体における予算編成方法について調査を行う等し、効率的かつ効果的な財政運営に資する手法について導入を検討します。

5 用語

行政で使われる用語は専門的な用語が少なくなく、特に財政は専門的な用語やなじみのない用語が多数あることから、本方針ではできるだけ分かりやすくすることを基本として作成しました。

しかし、分かりやすい表現をした場合、かえって冗長になり分かりづらくなるおそれがあるほか、文章そのものが長くなってしまう場合もありますので、専門用語を使った方が簡潔でまとまりのあるものとなることもあります。

ここでは、基本的な財政用語とその意味を説明していますので参考としてください。

あ行	維持補修費	町が管理する公共用施設等を保全、維持するための経費です。
	依存財源	国や北海道から交付される収入のことで、地方交付税、国・道支出金、地方譲与税が該当します。また、資金調達のために国や金融機関等から調達する地方債も該当します。
	一般会計	地方公共団体の会計の中心をなすものが一般会計です。地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計であり、また特別会計で計上される以外の全ての経理を一般会計で処理しなければならないこととされています。
	一般会計等	地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外の会計の総称です。 江差町では、一般会計と奨学金特別会計がこれに該当します。
	一般財源	財源の費途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源のことで、地方税、地方譲与税、地方交付税などがこれにあたります。
か行	基準財政収入額	普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定するものであり、次の算式により算出されます。
	$\left(\begin{array}{l} \text{R元} \\ \text{江 差 町} \quad 832,318 \text{千円} \\ \text{類似団体} \quad 1,032,825 \text{千円} \end{array} \right)$	$\left(\begin{array}{l} \text{R 4} \\ \text{江 差 町} \quad 842,568 \text{千円} \\ \text{類似団体} \quad 1,094,683 \text{千円} \end{array} \right)$
		標準的な地方税収入×75/100+地方譲与税等

基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、次の算式により算出されます。
R 元 江 差 町 3,013,660千円 類似団体 2,650,787千円	単位費用(測定単位 1 当たりの費用)×測定単位(人口・面積積等)×補正係数(寒冷補正等)
R 4 江 差 町 3,400,632千円 類似団体 3,112,971千円	
義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいいます。人件費（職員の給与など）、扶助費（各種福祉施策の給付など）、公債費（地方債の返済）からなっています。 歳出に占めるこれらの経費の割合が高くなれば、それだけ財政が硬直化していることを示します。
繰出金	性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれます。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。 この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。 経常的な支出に充当された一般財源の額／経常一般財源×100
健全化判断比率	「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準又は財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政健全化団体又は財政再生団体として、財政の健全化を図らなければなりません。

減債基金	地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金です。
公債費	地方公共団体が発行した地方債の元利償還金、道から借り入れた借入金の返還金及びその利子の合算額です。
公債費負担比率	地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合です。 公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。 $\frac{\text{公債費に充当された一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100$
さ行	財政力指数 地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。 この指標が1に近い、また、1より大きいほど自主財源の割合が高く、財源に余裕があるといえます。1よりも大きいと普通交付税の交付を受けない不交付団体となります。 $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の過去3か年平均値}$
実質赤字比率	当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。 歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を標準財政規模の額で除したものです。
実質公債費比率	公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額で除したものの過去3年間の平均値です。 この比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいることとなります。 $\frac{[\text{地方債の元利償還金・準元利償還金に充てられた一般財源（繰上償還分除く）} - \text{公債費で基準財政需要額に算入された額}]}{[\text{標準財政規模} - \text{公債費で基準財政需要額に算入された額}]} \times 100$

実質収支比率 R元 江 差 町 4.0% 類似団体 6.9% R 4 江 差 町 6.6% 類似団体 8.4%	実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合です。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示します。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、国・道支出金相当額を除いた繰越金と諸収入が該当します。
将来負担比率 R元 江 差 町 72.2% 類似団体 3.2% R 4 江 差 町 39.2% 類似団体 0.0%	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。 〔将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）〕／〔標準財政規模－公債費で基準財政需要額に算入された額〕×100
人件費	議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給与や退職金等に要する経費のことです。
性質別分類	地方公共団体の経費を、その経済的性質を基準として、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、公債費、積立金、繰出金などに分類することをいいます。
早期健全化基準	健全化判断比率のいずれかの数値がこの基準以上である場合には、財政健全化基準を当該健全化比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画（財政健全化計画）を定めなければなりません。
その他特定目的基金	財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために積み立てられた基金です。

た行	地方交付税	地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税です。 地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税があり、普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付されます。
	地方譲与税	国が国税として徴収し、一定の基準により地方公共団体に譲与する税で、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。
	投資的経費	普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費をいいます。
	特定財源	財源の費途が特定されている財源のことで、国庫支出金、道支出金、地方債、分担金、負担金などがこれにあたります。
は行	特別会計	特定の歳入と歳出を一般会計と区別して別個に処理するための会計です。
	扶助費	性質別歳出の一分類で、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費と、地方公共団体が単独で行っている各種扶助にかかわる経費のことをいいます。
	普通会計	地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額です。 個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上便宜的に用いられる会計区分で、江差町では一般会計と奨学金特別会計の純計額となっています。

普通建設事業	道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的な経費をいいます。
物件費	性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称です。具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料などです。
標準財政規模 〔 R 元 江 差 町 3,337,249千円 類似団体 3,093,685千円 〕 〔 R 4 江 差 町 3,647,316千円 類似団体 3,459,525千円 〕	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。 標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額
補助費等	性質別歳出の一分類で、町から他の地方公共団体（道、市町村、一部事務組合など）や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費で、負担金・補助金及び交付金（一般的な補助金）などが該当します。
ら行 臨時財政対策債	地方の財源不足について、国と地方が折半で負担するというルールの下、その地方負担分について特例的に発行が許可される地方債で、普通交付税の振替的な性格を有しており、その元利償還金については、後年度100%交付税で措置されます。
類似団体	全国の市町村を人口と産業構造（産業別就業人口の比率）を基に類型化したもので、同じ類型に属する市町村を類似団体といいます。財政状況を把握するための尺度の一つとなります。
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。